

第2 届出について

1 届出対象となる工場又は事業場の範囲

製造業等に係る工場又は事業場（政令で定める業種に属するものを除く。）であって、一の団地内における敷地面積又は建築物の建築面積の合計が政令で定める規模[※]以上であるもの（以下「特定工場」という。）が、届出の対象となります。《立地法第6条第1項》

※ 敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積の合計 3,000 m²以上

(1) 製造業等とは

製造業（物品の加工修理業を含む）、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業をいいます。《立地法第2条第3項》

- ▶ 製造業等の範囲は、原則として日本標準産業分類による製造業、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業とします。
- ▶ 製造業に含まれる「物品の加工修理業」とは、製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けること）と修理をそれぞれ合わせて行う、船舶製造・修理業、鉄道車両製造業等の事業をいい、自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は物品の加工修理業に含まれません。
- ▶ 「政令で定める業種に属するもの」とは、電気供給業に属する発電所で水力若しくは地熱を原動力とするもの又は太陽光を電気に変換するものです。《立地法施行令第1条》

(2) 工場又は事業場とは

生産施設【18ページ参照】を設置して製造、加工等の業務のために使用する場所をいいます。したがって、本社、営業所、変電所、石油油槽所等は、生産施設を有しないので工場等とはしません。

！次のような事業場は、「製造業等に係る工場又は事業場」に含まれません！

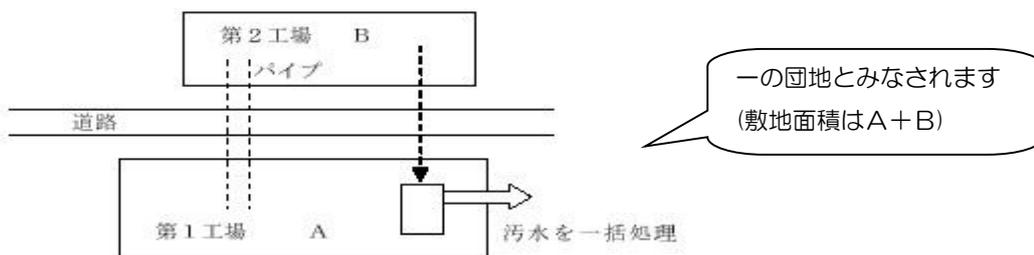
- ▶ 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場（選果場、ライスセンター等）
- ▶ 業として保管を行う事業所で当該業務に付随して選別、梱包、包装、混合等を行う事業所
- ▶ 修理を専業とする事業場（自動車整備場、機械器具修理場）
- ▶ 電気供給業に属する変電所、ガス供給業に属するガス供給所
- ▶ 鉄スクラップを集荷、選別して卸売する事業所等

(3) 一の団地とは

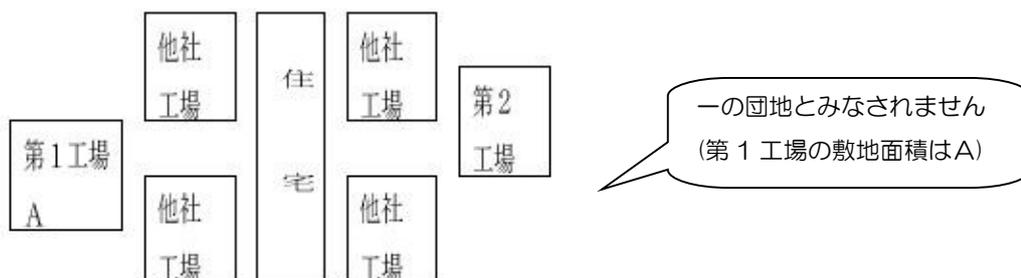
連続した一区画内の土地をいい、道路、河川、鉄道等により二分されている場合は、通常は一の団地ではありません。

しかし、その工場自体のために設けた私道、軌道等により分断されている場合又は道路、鉄道等により分断されてはいても、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関係があり一体をなしている場合は、一の団地とみなされます。

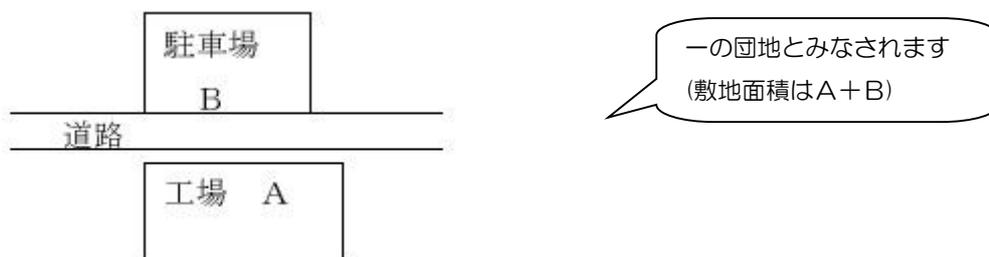
- ◆ 第1工場と第2工場の上に道路をはさんでいるが、生産機能上密接なつながりがある場合



- ◆ 第1工場と第2工場との間に他社工場がある場合



- ◆ 道路をはさんで従業員用の駐車場がある場合



- ◆ 飛び地に運動場、体育館などがある場合は、一の団地とみなされません。
- ◆ 高速道路等の幅の広い道路又は河口部等の非常に幅の広い河川が間に入る場合で、工場の規模と比較して社会通念上一の団地と解し難いものは、一の団地とみなされません。

(4) 敷地面積とは

工場等の用に供する土地の全面積をいい、所有地、借地等のいかんを問いません。

- 工場等の用に供する土地には、社宅、寮又は病院の用に供する土地及びこれらの施設の用地として明確な計画のあるものは含まれません。
- 社宅、寮又は病院の用に供する土地の範囲に明確な仕切りがない場合には、社宅、寮又は病院の建築面積を0.6で除した面積を工場敷地面積から除外することとします。
- 当面用途不明のまま将来の予備として確保している土地は、敷地に含まれます。
- 子会社、下請工場等に土地を貸している場合には、その部分は除かれ、子会社、下請工場等の工場敷地となります。

(5) 建築面積とは

工場等の建築物（社宅、寮又は病院の建築物を除く。）の水平投影面積をいい、その測り方は建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号の規定によります。

2 届出が必要となる場合

(1) 新設の届出

特定工場を新設する場合（敷地面積若しくは建築面積を増加し、又は既存の施設の用途を変更することにより新たに特定工場となる場合を含む。）《立地法第6条第1項》

(2) 変更に係る届出

ア 既存工場（5ページ参照）が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合 《一部改正法附則第3条第1項》

イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合 《立地法第7条第1項》

ウ 新設の届出又は上記ア及びイの届出をした者が、その後に変更を行う場合 《立地法第8条第1項》

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合 《立地法第12条第1項》

(4) 承継の届出 《立地法第13条第3項》

ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合 《立地法第13条第1項関係》

イ 届出をした者の相続をした場合 《立地法第13条第2項関係》

ウ 届出をした者に合併があった場合 《立地法第13条第2項関係》

エ 届出をした者を分割した場合 《立地法第13条第2項関係》

(5) 廃止の届出

(1) 新設の届出

次のいずれかの場合に、新設の届出を要します。《立地法第6条第1項》

ア 特定工場を新たに設置する場合

イ 敷地面積若しくは建築物の建築面積を増加することにより新たに特定工場となる場合

ウ 既存の施設の用途を変更することにより新たに特定工場となる場合

(2) 変更に係る届出

ア 既存工場が昭和49年6月29日以後に最初に変更を行う場合《一部改正法附則第3条第1項》

イ 政令の改廃により新たに届出対象となる場合

立地法第6条第1項の規定による特定工場の除外業種及び敷地面積等の規模の下限に関する政令の改廃があった場合に、新たに同項の規定の適用を受けることとなる特定工場を既に設置している者及び新設工事中の者が、特定工場となる日以降最初の変更をしようとする場合 《立地法第7条第1項》

ウ 立地法第8条第1項の変更の届出

新設の届出又は上記ア、イの届出をした者が、その後次のいずれかの変更を行う場合 《立地法第8条第1項》

① 製品の変更 《立地法第6条第1項第2号関係》

次のいずれかに該当する変更をする場合

- 日本標準産業分類における中分類（3ケタ分類）に属する業種が、他の分類に属する業種となるような変更が行われる場合（業種の廃止又は追加の場合を含む。）
- 工場に適用される準則値（ γ の値【21ページ参照】）が変わるような業種の変更が行われる場合
- 当該工場に適用される既存生産施設用敷地計算係数（ α の値【41ページ参照】）が変わるような業種の変更が行われる場合

② 敷地面積の変更 ‹立地法第6条第1項4号関係›

③ 建築面積の変更 ‹立地法第6条第1項4号関係›

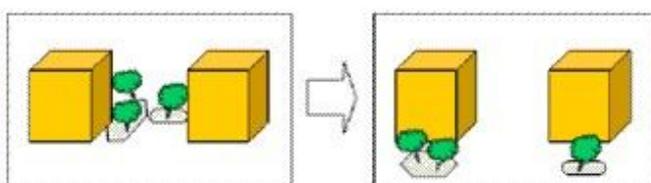
④ 生産施設の面積の変更 ‹立地法第6条第1項5号関係›

⑤ 緑地、環境施設の面積の変更 ‹立地法第6条第1項5号関係›

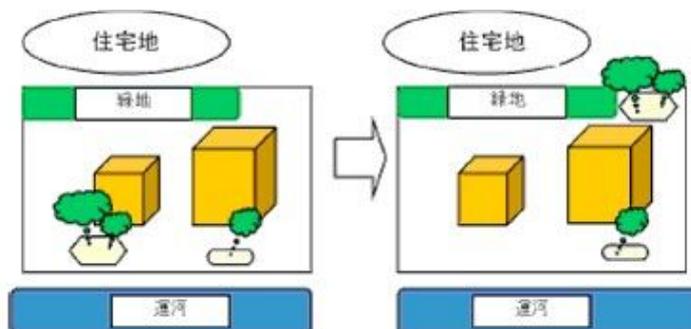
ただし以下の例のように、緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合は、「軽微な変更」として届出は不要です。

- 住宅等周辺の地域と隣接する境界部への移設

（例1）工場中心部から外縁部へ



（例2）運河側から住宅側境界へ



- 重複緑地を通常の緑地に変更

（例）芝生上のパイプラインを撤去

また、緑地の上に他の施設（パイプラインなど）を設置する場合、その緑地は特別な取扱いをする緑地となります【27ページ参照】。したがって、この場合は緑地面積に変更があるものとして、届け出てください。

⑥ 環境施設の配置の変更 ‹立地法第6条第1項5号関係›

！次のような変更は、「軽微な変更」として届出を要しません！

- 生産施設、緑地及び環境施設の面積並びに環境施設の配置の変更を伴わない建築面積の変更（空地に倉庫、事務所を設置する場合等）《立地法規則第9条第1号》
- 生産施設の修繕によるその面積の変更であって、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のもの《立地法規則第9条第2号》
- 生産施設を撤去する場合《立地法規則第9条第3号》
- 緑地又は緑地以外の環境施設を増加する場合《立地法規則第9条第4号》
- 緑地又は緑地以外の環境施設の移設であって、それぞれの面積の減少を伴わない場合《立地法規則第9条第5号》
- 緑地の削減によるその面積の変更であって、当該削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）《立地法規則第9条第6号》

(3) 氏名等の変更の届出

氏名又は名称及び住所に変更があった場合に、変更の届出を要します。届出は、変更後1カ月程度を目安に行ってください。《立地法第12条》

法人組織の場合の代表者の変更は、届出を要しません。

住所とは本社所在地の住所をいい、工場等の住居表示が変更された場合は届出を要しません。次回の変更の届出を提出する際に、当該内容を記載してください。

(4) 承継の届出 《立地法第13条第3項》

次のいずれかの場合に、承継の届出を要します。届出は、承継後1カ月程度を目安に行ってください。

ア 特定工場を譲り受け、又は借り受けた場合 《立地法第13条第1項関係》

イ 届出をした者の相続をした場合 《立地法第13条第2項関係》

ウ 届出をした者に合併があった場合 《立地法第13条第2項関係》

エ 届出をした者を分割した場合（当該特定工場を承継させるものに限る。） 《立地法第13条第2項関係》

承継届は、特定工場の全部を承継する場合に適用されます。一部を承継する場合は立地法第6条第1項の新設届が必要となります。

特定工場が、この承継人の既設の工場と隣接し、承継の結果2つの工場が一体の敷地となるものは、承継人の工場の増加の取扱いとなります。すなわち、承継人の既設の工場が特定工場ならば変更届（立地法第8条第1項）、非特定工場ならば新設届（立地法第6条第1項）をすることになります。

なお、この場合に被承継人の工場は、廃止の届出をしてください。

(5) 廃止の届出

- ① 生産施設を撤去し、特定工場内での生産活動を止めてしまった場合、② 譲渡等により、特定工場の全部が隣接する特定工場に吸収（一体化）された場合は、廃止の届出をしてください。

なお、敷地面積の減少等により特定工場の規模を満たさなくなるときは、廃止の届出ではなく、立地法第8条の変更届を提出してください。（一旦廃止した既存工場が再度生産を開始する場合は、新設工場として取り扱うため、既存工場の緩和措置を受けることができなくなります。）

3 実施の制限

立地法第 6 条第 1 項（新設）の届出、第 7 条第 1 項（政令改廃により特定工場となった工場等が最初の変更を行う場合）の届出、第 8 条第 1 項（変更）の届出、一部改正法附則第 3 条第 1 項（既存工場が最初に変更を行う場合）の届出をした者は、その届出が受理された日から 90 日を経過した後でなければ、それぞれ、特定工場を新設し、又は当該変更をしてはなりません。《立地法第 11 条第 1 項、準則条例第 7 条第 1 項》

(1) 実施を制限される行為

ア 新設の届出の場合

- ① 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴う場合
埋立工事の着手又は造成工事の着手
- ② 工場敷地の埋立工事又は造成工事を伴わない場合
埋立、造成工事を行わないで、建築物、生産施設又は緑地その他の環境施設の設置の工事等から開始するものは、それらの設置工事の中で最初の工事の着手

※ 一時的な施設の設置工事等

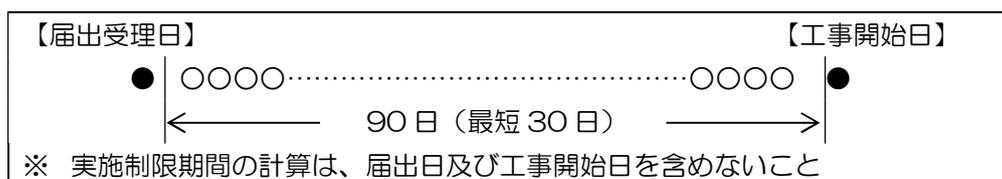
建設用飯場若しくは仮設事務所等の一時的な施設又は境界を画する門、へい等の施設の設置工事の着手は、実施を制限される行為にあたりません。

イ 変更の届出の場合

- ① 変更のための工事を伴う場合
その工事の着手
- ② 変更のための工事を伴わない場合
 - ▶ 製品のみの変更
製品を変更するために必要となる、機械・設備等の設置、改造、移動等の作業の着手
 - ▶ 敷地面積のみの変更
土地の移転登記（移転登記を伴わない場合は契約）

(2) 実施制限期間の短縮《立地法第 11 条第 2 項、準則条例細則第 3 条》

届出が受理された日から 90 日間を経過した後でなければ、新設、変更の工事等ができないこととなっていますが、原則として、届出内容が立地法第 9 条の勧告の要件に該当しない場合（立地法準則、準則条例及び特区条例に適合する場合）は、市長が必要と認める範囲で（最短 30 日まで）実施制限期間の短縮が認められます。



4 届出書類

届出書類のデータは、市公式ウェブサイトに掲載しています。必要書類にご記入いただき、メールにてご提出ください。【50 ページ参照】

【受付窓口・問い合わせ先】

経済局イノベーション推進部産業立地交流課

所在地：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号（本庁舎 5 階）

電話番号：(052)972-2423

ファックス番号：(052)972-4135

メールアドレス：a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp